

国立大学法人電気通信大学研究教育マネジメント職員の選考に関する規程

制定 平成26年4月25日規程第1号
最終改正 令和3年9月13日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則第3条第3号に規定する研究教育マネジメント職員の採用及び昇任の選考について、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の設置)

第2条 研究教育マネジメント職員の選考を行うときは、役員会の下に研究教育マネジメント職員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。

(選考委員会の構成等)

第3条 選考委員会は、学長が指名した者5人以上で組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選による。

3 委員長が必要と認める場合には、委員以外の者を選考委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(審査)

第4条 選考委員会は、研究教育マネジメント職員候補者について、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の採用及び昇任のための選考基準を準用しつつ本学の研究教育マネジメント職員としての適性を総合的に審査する。

(審査結果の報告)

第5条 選考委員会は、研究教育マネジメント職員選考委員会審査結果報告書（別紙様式）により、審査の結果を役員会に報告する。

(選考)

第6条 学長は、役員会の審議を経て、研究教育マネジメント職員の選考を決定する。

(事務)

第7条 研究教育マネジメント職員の選考に関する事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究教育マネジメント職員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月25日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日規程第72号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月28日規程第124号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年12月14日規程第36号）

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 （令和2年12月25日規程第52号）

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和3年9月13日規程第17号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

研究教育マネジメント職員選考委員会審査結果報告書

選考委員会委員長

主担当業務			
候補者氏名 生年月日		性別	
経歴			
現職			
審査年月日	(元号) 年 月 日 選考委員会 (第 号)		
審査の概要			
判定			
任期	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日		
選考委員会 委員			